

「定額減税しきれないと見込まれる方」への 給付金(「調整給付金」)のご案内

「調整給付金」とは？

- デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、4万円(令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円)の「定額減税」がおこなわれます。
- その際、定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」が支給されます。

支給対象者・支給金額について

- 所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納められており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方が支給対象者です。
- ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限りです。

〈調整給付額の算出方法〉

定額減税可能額
3万円 × (本人 + 扶養親族数)

令和6年分推計所得税額
(減税前)

= ①所得税分控除不足額
① < 0 の場合は 0

定額減税可能額
1万円 × (本人 + 扶養親族数)

令和6年度分個人住民税額
(減税前)

= ②個人住民税分控除不足額
② < 0 の場合は 0

調整給付額 = ① + ② (1万円単位で切り上げ)

調整給付金の支給手続き

- 対象者の方には7月下旬頃より大崎町から確認書が届きます。
(令和6年度個人住民税課税団体が大崎町の場合)
- 確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、必要な添付書類等と一緒に返信ください。
- 町が確認書を受理した日から2～3週間後を目安に順次、給付金を振り込みます。



**「調整給付金」の「振り込め詐欺」や
「個人情報の詐取」にご注意ください！**

【お問い合わせ先】

役場 保健福祉課 社会福祉係
☎476-1111 (内線137・140)
受付時間 平日8:30～17:15